

東京都市計画沿道地区計画の決定（品川区決定）

都市計画品川区中原街道地区沿道地区計画を次のように決定する。

名 称		品川区中原街道地区沿道地区計画		
位 置 ※		品川区荏原一丁目、荏原二丁目、荏原四丁目、荏原六丁目、平塚二丁目、平塚三丁目、旗の台一丁目、旗の台二丁目、旗の台五丁目、旗の台六丁目、西中延一丁目および西中延二丁目各地内		
面 積 ※		約 9.6 ha（延長約 2.4 km）		
沿道の整備に関する方針 ※	土地利用に関する方針	本地区は、一部に小規模な専用住宅、併用住宅がみられるが、比較的規模が大きい商業・業務施設が連担している。背後地においては、良好な住宅地となっている。 このため、背後の住宅地との調和を図りながら商業・業務地として誘導するとともに、建築物の不燃化を促進し、緑とうるおいのある良好な沿道としての街並みの形成を図る。		
	道路交通騒音により生じる障害の防止に関する方針	中原街道沿道の建築物の防音構造化を促進するとともに、背後地へ道路交通騒音が伝わることを防ぐため、中原街道に面する敷地に遮音上有効な建築物の誘導を図る。		
沿道地区整備計画	建築物等に関する事項	建築区分	中原街道に面する建築物	それ以外の建築物
		制限事項		
		間口率の最低限度 ※	10分の7とする。 ただし、都市計画施設の区域内において、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第53条第1項各号に掲げる行為については、この限りでない。	
		建築物の高さの最低限度 ※	建築物の中原街道に面する方向の鉛直投影の各部分（間口率の最低限度を超える部分を除く。）の中原街道の路面の中心からの高さの最低限度は5メートルとする。 ただし、都市計画施設の区域内において、法第53条第1項各号に掲げる行為については、この限りでない。	
	建築物の構造に関する遮音上の制限 ※	建築物の中原街道に面する方向の鉛直投影の各部分（間口率の最低限度を超える部分を除く。）の中原街道の路面の中心からの高さが5メートル未満の範囲を空隙がない壁が設けられたものとする等、遮音上有効な構造とする。 ただし、都市計画施設の区域内において、法第53条第1項各号に掲げる行為については、この限りでない。		

沿道地区整備計画	項 建築物等に関する事	建築物の構造に関する防音上の制限 ※	住宅、学校、病院その他の静穏を必要とする建築物について、居室部分の閉鎖した際の窓、出入口、屋根および壁等は防音上有害な空隙のないものとともに、防音上支障がない構造とする。この場合、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第136条の2の5第1項第15号に定める措置を講じるものとする。	同 左
		垣またはさくの構造の制限	道路に接して垣またはさくを設ける場合は、その接する部分を生け垣または透視可能なフェンスとする。ただし、高さ0.6メートル以下の部分は、この限りでない。	同 左
	土地の利用に関する事項		300㎡以上の敷地において建築行為等を行う場合は、品川区みどりの条例（平成6年品川区条例第19号）に定める基準により緑化を行うものとする。300㎡未満の敷地においても、緑化することに努めるものとする。	

※は知事同意事項

「沿道地区計画区域および沿道地区整備計画区域については、計画図表示のとおり。」

理由：道路交通騒音により生ずる障害の防止と沿道の適正かつ合理的な土地利用の促進を図るため、沿道地区計画を決定する。

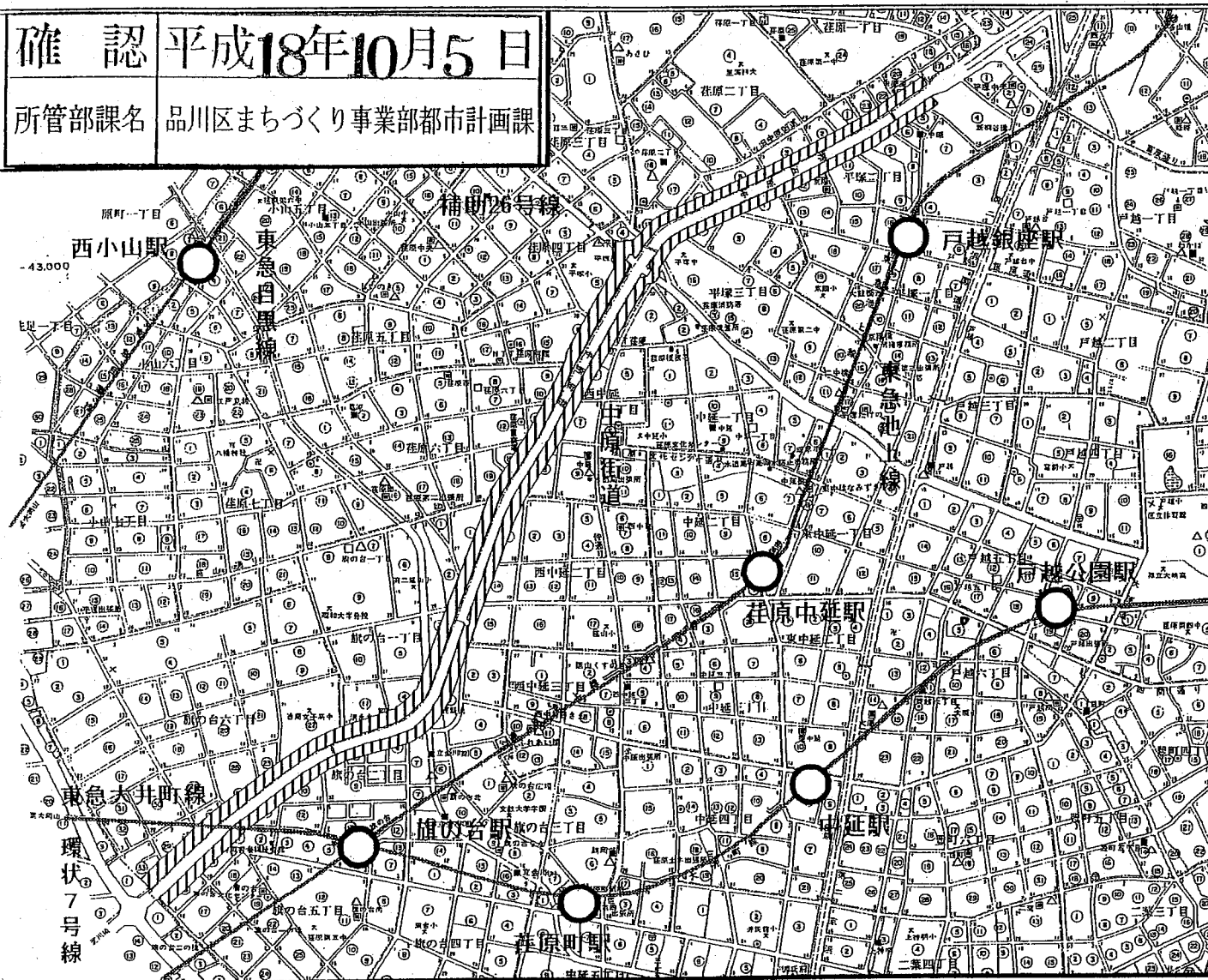
東京都市計画沿道地区計画

品川区中原街道地区沿道地区計画 位置図

[品川区決定]

確認 平成18年10月5日

所管部課名 品川区まちづくり事業部都市計画課



沿道地区計画区域
(沿道地区整備計画区域)

0 100 200 400

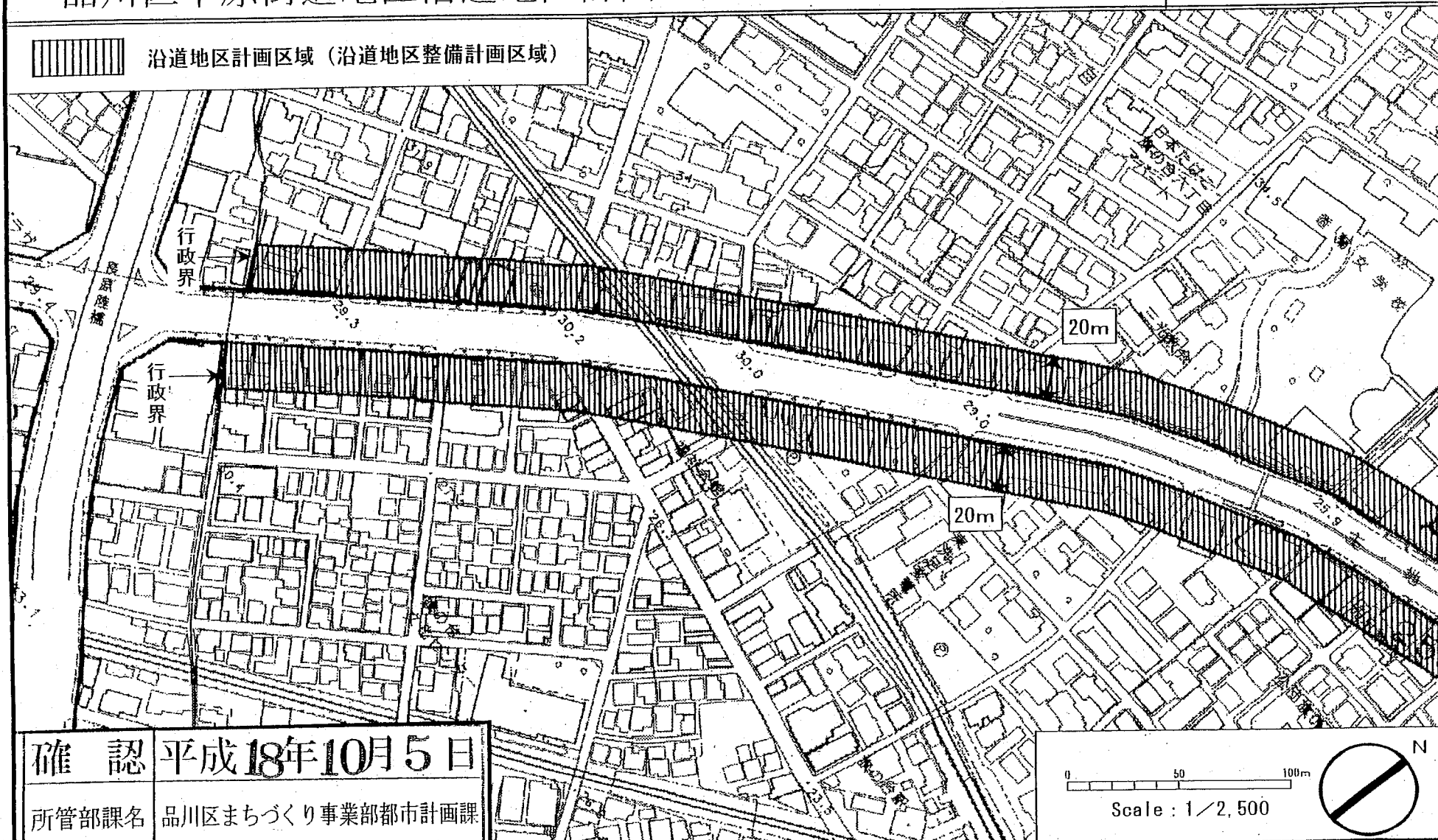


東京都市計画沿道地区計画

品川区中原街道地区沿道地区計画 計画図(その1) [品川区決定]



沿道地区計画区域 (沿道地区整備計画区域)



確認 平成18年10月5日

所管部課名 品川区まちづくり事業部都市計画課

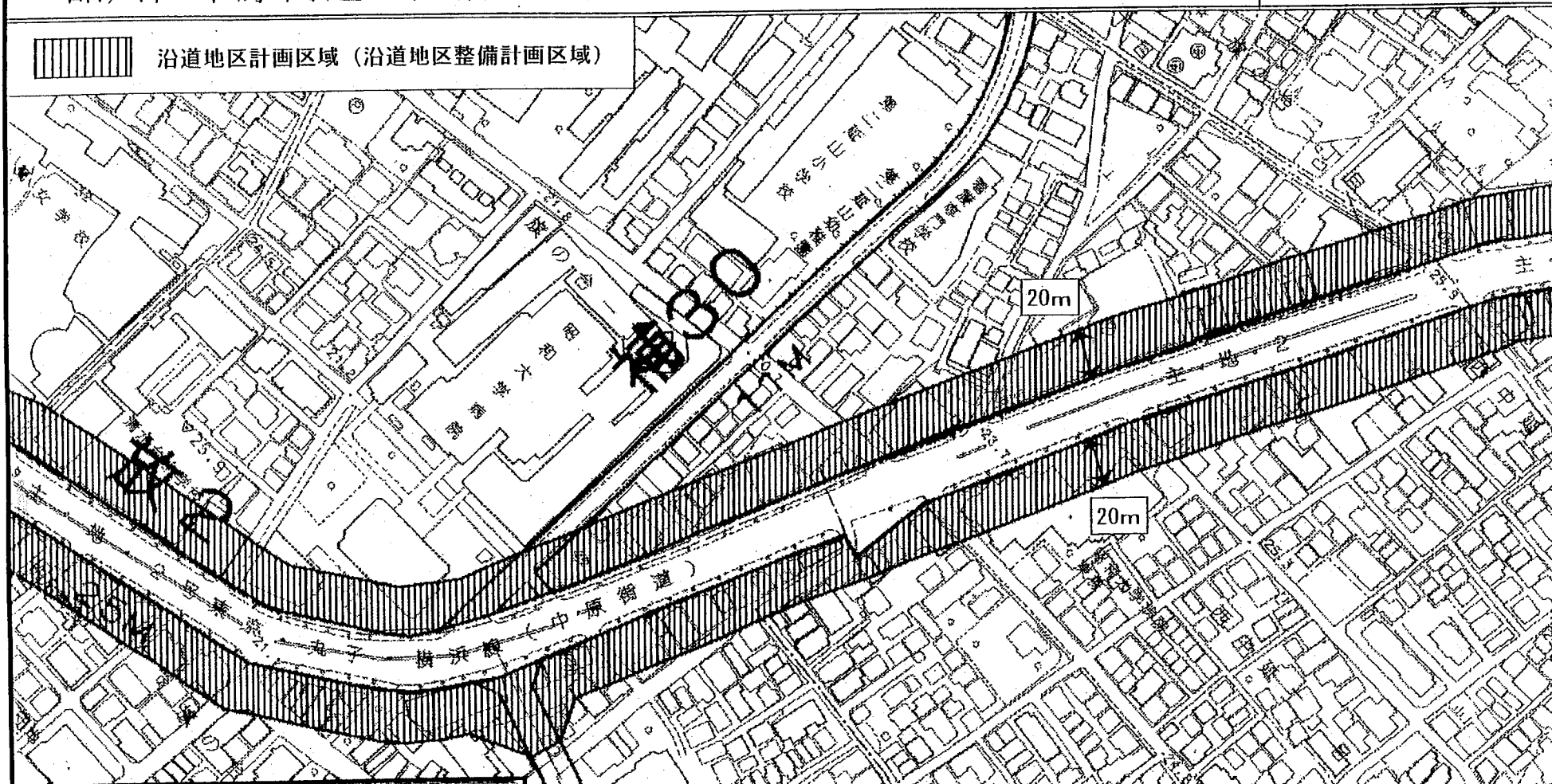
この計画図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500地形図および道路網図を使用して作成したものです。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものです。
無断複製を禁ず。 (承認番号) 17都市基交第343号・平成18年1月11日、17都基街第625号・平成17年12月22日

東京都市計画沿道地区計画

品川区中原街道地区沿道地区計画 計画図(その2) [品川区決定]



沿道地区計画区域 (沿道地区整備計画区域)



確認

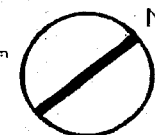
平成18年10月5日

所管部課名

品川区まちづくり事業部都市計画課

0 50 100m

Scale : 1/2,500



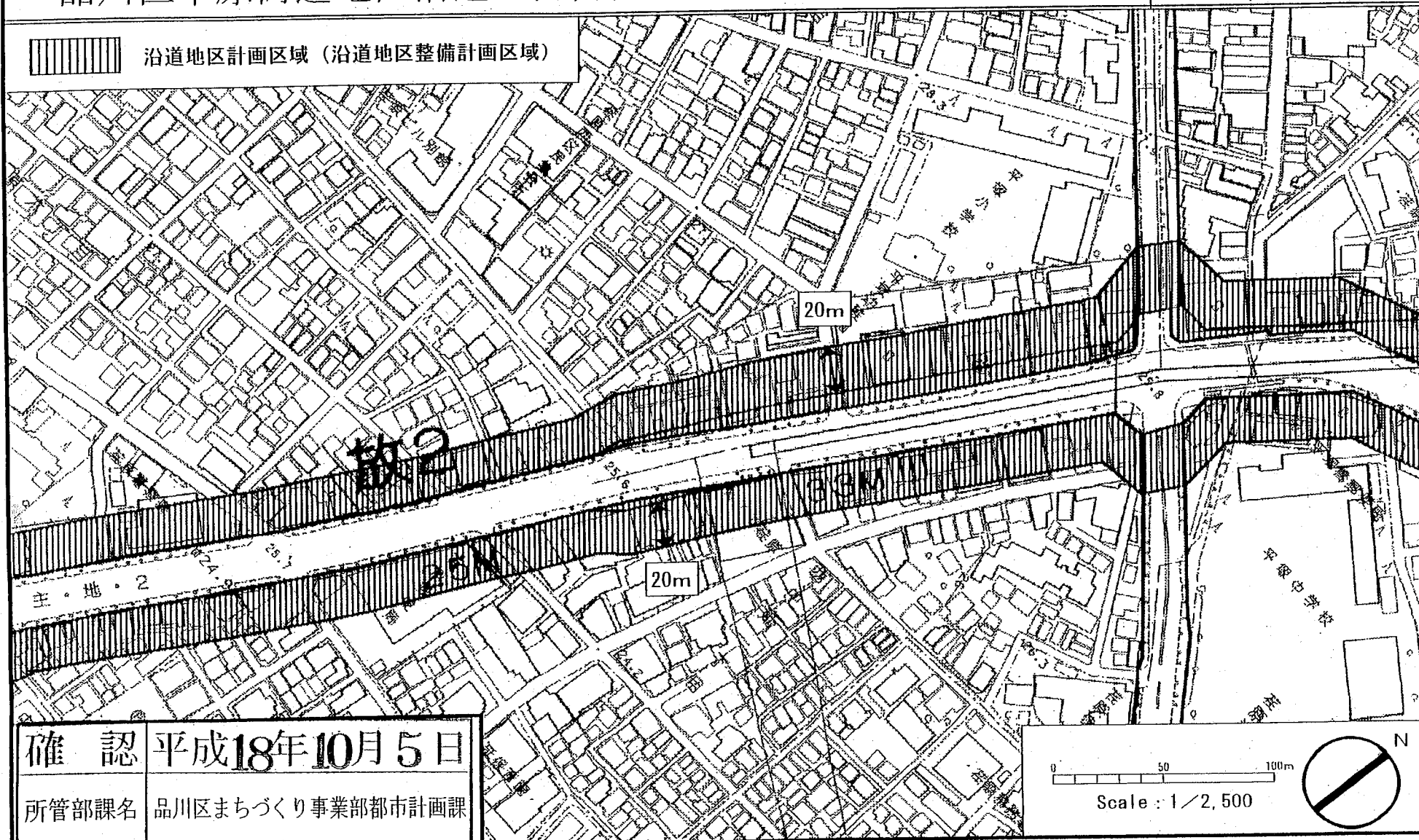
この計画図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500地形図および道路網図を使用して作成したものです。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものです。
無断複製を禁ず。 (承認番号) 17都市基交第343号・平成18年1月11日、17都市基第625号・平成17年12月22日

東京都市計画沿道地区計画

品川区中原街道地区沿道地区計画 計画図(その3) [品川区決定]



沿道地区計画区域 (沿道地区整備計画区域)



確認 平成18年10月5日

所管部課名 品川区まちづくり事業部都市計画課

この計画図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500地形図および道路網図を使用して作成したものです。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものです。無断複製を禁ず。(承認番号) 17都市基交第343号・平成18年1月11日、17都基街第625号・平成17年12月22日

東京都市計画沿道地区計画

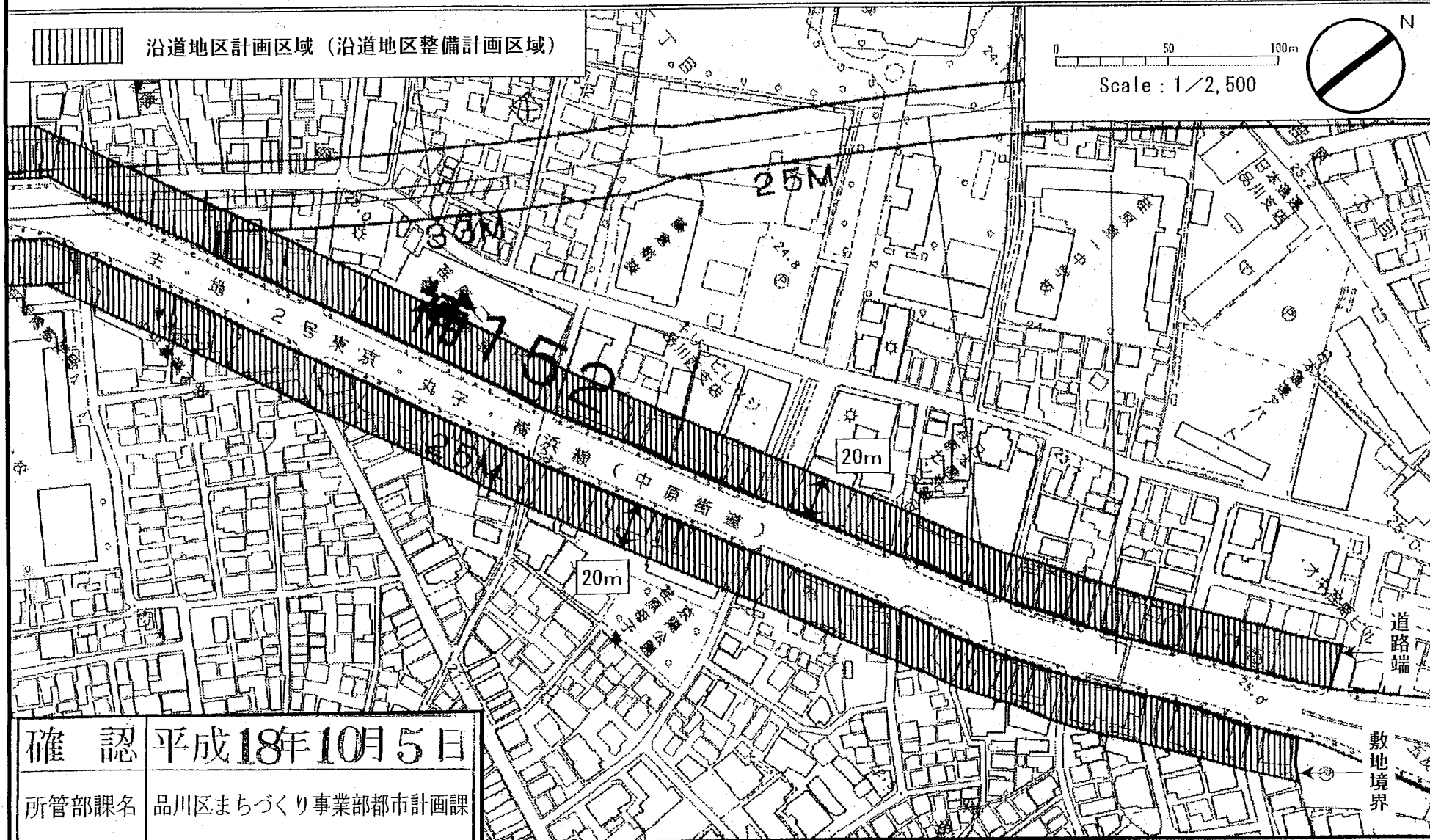
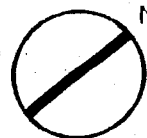
品川区中原街道地区沿道地区計画 計画図(その4) (品川区決定)



沿道地区計画区域 (沿道地区整備計画区域)

0 50 100m

Scale : 1/2,500



確認 平成18年10月5日

所管部課名 品川区まちづくり事業部都市計画課

この計画図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500地形図および道路網図を使用して作成したものです。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものです。
無断複製を禁ず。(承認番号) 17都市基交第343号・平成18年1月11日、17都市基第625号・平成17年12月22日